

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における一級技術者の取り扱いに関する要領の一部改正について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（一級技術者の取扱い） 第2条（略）</p> <p>（審査等） 第3条 前条の規定による取扱いを受けようとする者は、別に指定する期間中に様式1 _____ を知事に提出しなければならない 2 略 3 略</p> <p>（等級格付けの変更） 第4条 略</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この基準は、令和4年7月1日から施行する。</p>	<p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（一級技術者の取扱い） 第2条（略）</p> <p>（審査等） 第3条 前条の規定による取扱いを受けようとする者は、別に指定する期間中に様式1及び様式1の2を知事に提出しなければならない 2 略 3 略</p> <p>（等級格付けの変更） 第4条 略</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。 _____</p>